

枚方市自転車駐車場指定候補者選定結果について

平成19年2月1日に新設される2ヶ所の枚方市自転車駐車場指定候補者の選定について、枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会に諮り、慎重に調査・審議した結果、下記のとおり指定候補者の選定を行いました。

今回選定を行った指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会へ上程し、可決された場合、平成19年2月1日から平成21年3月31日までの間、当該施設の管理運営を行うこととなります。

記

1. 公の施設の名称 枚方市駅東第二自転車駐車場、枚方市駅西第二自転車駐車場

2. 指定候補者となる団体

所在地 枚方市大垣内町3丁目14番1号
団体名称 社団法人枚方市シルバー人材センター
代表者の氏名 理事長 長谷川 庫司

3. 選定委員会開催日

10月5日(木) 10月30日(月)

4. 諮問内容について

17ヶ所の既設自転車駐車場について、昨年、社団法人枚方市シルバー人材センターを特定して指定候補者とすることを選定委員会に諮り、答申、市議会への指定議案上程の後、指定管理者として指定しました。

本年4月1日から社団法人枚方市シルバー人材センターによる指定管理業務が開始され、善良かつ円滑に業務が実施されており、新設自転車駐車場の業務仕様が管理人等の常駐体制によらず、門扉等の開錠・施錠、定期的な巡回・清掃、定期券販売業務のみに限定するものであり、既設の自転車駐車場管理運営業務との連携によりコスト削減・市民サービス向上が期待できること、社団法人枚方市シルバー人材センターの育成が本市の高齢者施策における重要施策であること等を総合的に判断し、指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条ただし書きに基づき、公募によらず社団法人枚方市シルバー人材センターを指定候補者として特定し、枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会に諮問しました。

5. 選定の概況

社団法人枚方市シルバー人材センターについては、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項各号のいずれにも該当する法人であり、要項に申請者の資格として掲げた「指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できること、国・府税を完納していること等」指定候補者としての条件を全て満たしていることを確認するとともに、事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項に対して、要求事項を達成するために必要不可欠であると明示した確認事項を満たしているかについて確認を行いました。

枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会委員7人の合議により、全会一致で社団法人枚方市シルバー人材センターを指定候補者として選定しました。

[選定委員会における評価の総括]

社団法人枚方市シルバー人材センターは、高齢者の福祉の増進を資することを目的として設立された団体であり、枚方市の高齢者施策を推進する最も重要な機関として位置付けられている。これまで、指定管理者制度が導入される以前より、本市における全17ヶ所の自転車駐車場の管理運営を行い、また平成18年4月1日から指定管理者として、継続して自転車駐車場の管理運営を行っている。

こうした実績をもとに、事業計画書において、利用者へのサービス向上や施設の利用向上について明確に提案されており、情報公開及び個人情報保護の措置についても利用者の基本的権利を守る明確な方針が示されている。

また、管理経費についても要項で本市が示した参考金額を下回る金額が提案されており、効率的な施設運営が期待できる。

以上の点を踏まえ、枚方市駅東第二自転車駐車場、枚方市駅西第二自転車駐車場の良好かつ安定的な運営が十分に期待できる内容であり、指定候補者として選定するものである。

なお、施設管理の適正化並びに、より一層の市民サービス向上に向けて、業務執行状況の確認・記録・評価に今後取り組んでいただきたい。

6. 参考(提案委託料の額)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
提案委託料の額(円)	517,120	2,169,540	2,165,760	4,852,420

第1回 枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成18年10月5日(木) 14時~15時45分
開催場所	市役所別館 4階 特別会議室
出席者	枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会 委員 6人 委員会事務局 行政改革部 施設所管部署 交通対策課 法人所管部署 高齢社会室

【開会】

事務局は、委員総数7人の2分の1を超える6人の委員が出席していることを確認し、出席委員に対して委員会の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した後、会議の成立を報告した。

【案件】

(1)委員会の会議の公開 一部非公開 非公開の決定について

会長は事務局に対し、委員会の公開 一部非公開 非公開の決定について、説明を求め、事務局は枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針(平成17年7月2日通達第8号)及び枚方市情報公開条例(平成9年条例第6号)に基づき、

本選定委員会が市長の附属機関として位置付けられているものであること

会議を公開することにより公正・円滑な審議が著しく阻害され当該会議の目的が達成できない可能性があること

会議の公開 非公開の決定は、あらかじめ会長が会議に諮った後に決定すること

以上3点を説明し、委員会の会議については非公開とするが、委員会への提出資料 会議概要等について、全資料を公開対象としたい旨を委員会に諮り、全会一致で了承された。

(2)指定管理者制度について

事務局は、指定管理者制度の概要及び枚方市の対応等について、説明を行った。

制度の概要及び本市の対応

指定管理者制度の目的及び導入の観点

指定管理者選定の方法

(3)特定とする合理的理由・当該団体との協議経過等について

交通対策課は、社団法人枚方市シルバー人材センター(以下、「シルバー人材センター」という)を指定候補者として特定する合理的理由及びこれまでの当該団体との協議経過について、

本市では、平成19年2月1日に新たに2ヶ所の自転車駐車場の開設を予定している。公の施設の管理運営については、地方自治法の規定により指定管理者制度を適用するか、または市直営による管理運営としなければならない。既設の17ヶ所の自転車駐車場は、昨年7月15日に開催された選定委員会において、シルバー人材センターを特定して指定候補者とする答申をいただき、本年4月1日より管理運営が実施されているところである。

本市の高齢者の就労支援 生きがい施策等において、自転車駐車場がシルバー人材センターを通じて果たして来た実績 役割は大きいものであり、また、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律第4条の高齢者の福祉の増進に資することを目的に、一市町村に1個に限って設立することが定められた団体であ

り本市の高齢者施策を推進する最も重要な機関として位置付けている。

今後、ますます高齢者が増加する中で、シルバー人材センターの役割はさらに重要性が増してくるものと考えられ、現在、既設自転車駐車場17ヶ所の指定管理業務がシルバー人材センターにより実施され、善良かつ円滑な管理運営業務が実施されていること、新設する2ヶ所の自転車駐車場の業務仕様については、管理人等の常駐体制によらず、門扉等の開錠・施錠、定期的な巡回・清掃、定期券販売業務のみに限定するものであり既設の自転車駐車場管理運営業務との連携によりコスト削減・市民サービス向上が期待できること、シルバー人材センターの育成が本市の高齢者施策における重要施策であること等を総合的に判断し、指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条ただし書きに基づき、公募によらず指定候補者として特定し、選定委員会に諮ったものである。」との説明を行い、全会一致で了承された。

(4)枚方市自転車駐車場管理運営事業の実績及び概要について

交通対策課は、指定管理者制度へ移行した既設の17ヶ所の自転車駐車場管理運営事業の実績・概要等について、資料等に基づき説明を行った。

委員より、「モニタリングとは具体的にどういうことが説明してほしい。」との意見が出され、これに対して交通対策課は、「昨年、当該法人より提案のあった事業計画に対する現時点における事業実施状況等の実績を本市として検証したものである。」との回答を示した。委員より、「客観的な検証、見極めた結果がモニタリングである。記録等はなされているのか。」との質問が出され、これに対して交通対策課は、「施設へ立ち寄った際に確認を行っている。現在、記録等はないが、今後は記録等を取っていきたい。」との回答を示した。また委員より、「施設利用の向上に関する計画の市営駐車場への案内表示の項が、現時点で未実施となっている。早急に対応させるよう市として指導・指示を徹底していく必要がある。事業計画で提案された内容については、履行責任がある。」との意見が出され、これに対して交通対策課は、「今後も引き続き、シルバー人材センターに対し、事業計画書で提案された計画内容の確実な履行を求めていく。」との説明を行った。

(5)枚方市自転車駐車場指定管理者指定要項、基本仕様書、選定基準等について

事務局は、交通対策課からの指定要項・基本仕様書・選定基準等のそれぞれの(案)に関する具体的な説明に入る前に、あらかじめ基本的な考え方として、本日の委員会において、指定要項・基本仕様書・選定基準の内容を確認いただき、内容等が適当であると判断された場合、本施設の指定管理者制度導入に向けた指定候補者選定のための指定要項・基本仕様書・選定基準として確定するものとした。確定させた指定要項等に基づき、シルバー人材センターから提案を求め、提案内容が、本市が求める要求事項に対して、要求事項を達成するために必要不可欠であると本市が明示した確認事項を満たしているかを確認・調査することにより実施し、採点については実施しないものとした。」との説明を行った。

交通対策課は、枚方市自転車駐車場管理運営事業等を施設の設置目的等に則して効率的かつ効果的に達成するため、市民サービス向上の観点等から必要とされる各業務の詳細、市として達成すべき業務の範囲・内容等について説明を行った。

委員より、指定要項及び基本仕様書記載内容について意見・質問が出され、これに対して事務局は、本日の選定委員会において各委員より指摘のあったそれぞれの記載内容について、修正を行い、修正後の内容を会長・副会長に確認・了承を得た後、指定要項・基本仕様書・選定基準として確定させることとした旨を申し出し、全会一致で了承された。

[指定要項]

新 (修正後)	旧 (当初内容)
<p>5.申請者の資格 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営でき、次の要件を充足していること。 国 <u>府税</u>にかかる徴収金を完納していること</p>	<p>5.申請者の資格 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営でき、次の要件を充足していること。 国 <u>市税</u>にかかる徴収金を完納していること</p>
<p>8.管理運営の条件 施設に対する留意事項 枚方市自転車駐車場は、道路の円滑化を図り 自転車等を利用する市民の利便に供するため、枚方市自転車駐車場条例に基づき設置している施設であり、利用者の福祉と安全な利用に関して、下記の件に配慮すること。 <u>枚方市駅東第二自転車駐車場、枚方市駅西第二自転車駐車場は、無人対応になりますので、事故防止に留意してください。</u></p> <p>— 業務報告書の提出 [略]</p>	<p>8.管理運営の条件 施設に対する留意事項 枚方市自転車駐車場は、道路の円滑化を図り 自転車等を利用する市民の利便に供するため、枚方市自転車駐車場条例に基づき設置している施設であり、利用者の福祉と安全な利用に関して、下記の件に配慮すること。 <u>ア.枚方市駅東第二自転車駐車場、枚方市駅西第二自転車駐車場は、無人対応になりますので、特に夜間の事故防止</u> <u>イ.各施設は自転車駐車場条例第13条及び同施行規則第5条により本市に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた者等の一時使用料の全額を免除しています。</u></p> <p>— 業務報告書の提出 [略]</p>
<p>10.管理運営経費等 管理運営経費 管理運営業務基本仕様書を元に参考となる金額を算定しましたので、この金額を参考にして収支予算書(様式第3号)で提案してください。</p> <p>指定管理料の支払い <u>管理運営経費は、指定管理料として支払います。各年度の支払い方法などについては、別途協議の上、協定書において定めます。</u></p>	<p>10.管理運営経費等 管理運営経費 <u>指定管理料の額として、管理運営業務基本仕様書を元に参考となる金額を算定しましたので、この金額を参考にして収支予算書(様式第3号)で提案してください。</u></p> <p>指定管理料の支払い 各年度の支払い方法などについては、別途協議の上、協定書において定めます。</p>

[基本仕様書]

新 (修正後)	旧 (当初内容)
<p>2.委託内容 ⑤ 業務内容 料金徴収及び集金納付業務 ・定期駐車利用の申込受付、料金徴収、定期券等の交付をすること。 ・<u>駐車料金は定期券販売日に集金するものとし、枚方市指定の現金払込書に必要な事項を記入した上で、枚方市会計規則等の規定に基づき、指定金融機関に納入すること。</u></p>	<p>2.委託内容 ⑤ 業務内容 料金徴収及び集金納付業務 ・定期駐車利用の申込受付、料金徴収、定期券等の交付をすること。 ・<u>駐車料金は定期券販売日に集金するものとし、枚方市指定の現金払込書に必要な事項を記入した上で、枚方市会計規則等の規定に基づき、指定金融機関に納入すること。</u> <u>・自動券売機の日常的な維持管理(トラブルの解決を含む)を行うこと。</u> <u>・甲斐田東町自転車保管場所及び西牧野自転車保管場所において、各有料自転車駐車場から移送した長期放置自転車・バイクの超過料金を自動券売機から毎日集金すること。</u></p>

閉会】

会長は、すべての案件が終了したことを述べ、委員会の閉会を宣した。

[19時 45分終了]

第 2回 枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成18年10月30日(月) 10時~ 11時30分
開催場所	市役所別館 4階 第3委員会室
出席者	枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会 委員 7人 委員会事務局 行政改革部 施設所管部署 交通対策課 法人所管部署 高齢社会室

【開会】

事務局は、委員 7人全員の委員が出席していることを確認し、出席委員に対して委員会の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した後、会議の成立を報告した。

【案件】

(1)指定要項 基本仕様書の修正について

会長は、交通対策課に対し、「指定要項 基本仕様書の修正について」説明を求め、交通対策課は指定要項 基本仕様書新旧対照表及び修正後の枚方市自転車駐車場指定管理者指定要項、管理運営業務基本仕様書に基づき説明を行った。

(2)確認事項について

事務局は、交通対策課からの具体的な説明に入る前に、再度、第 1回選定委員会で確認した選定方法の基本的な考え方として、「シルバー人材センターからの提案内容が、本市が求める要求事項に対して、要求事項を達成するために必要不可欠であると本市が明示した確認事項を満たしているかを確認 調査することにより実施し、採点については実施しないものとした」との説明を行った。

交通対策課は、要項で示した確認事項に対する事業計画書提案内容の該当部分に関する説明を行った。

委員より、「事業計画書における「シルバー人材センター会員の勤務時間」の項に、年中無休との記載が見られるが、施設の開場日に関する内容ではないのか。」との指摘があり、これに対して交通対策課は、「指摘のとおり、年中無休は本施設の開場日に関する事項。勤務時間については、清掃と巡回による 1日 2時間である。」との回答を示した。委員より、「緊急時における体制は、従事者に対しても周知徹底されているのか。」との質問がなされ、交通対策課は、「緊急時の体制を管理事務所に掲示している。盗難等発生時に、緊急体制に基づき適切に処理 対応されており、周知徹底が図られていると考えている。」との回答を示した。

(3)合議 答申

枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会 7人はシルバー人材センターからの提案内容について、確認事項を満たしていることを確認し、全会一致で社団法人枚方市シルバー人材センターを指定候補者として選定した。

[選定委員会における評価の総括]

社団法人枚方市シルバー人材センターは、高齢者の福祉の増進を資することを目的として設立された団体であり、枚方市の高齢者施策を推進する最も重要な機関として位置付けられている。これまで、指定管理者制度が導入される以前より、本市における全 17ヶ所の自転車駐車場の管理運営を行い、また平成 18年 4月 1日からは指定管理者として、継続して自転車駐車場の管理運営を行っている。

こうした実績をもとに、事業計画書において、利用者へのサービス向上や施設の利用向上について明確に提案されており、情報公開及び個人情報保護の措置についても利用者の基本的権利を守る明確な方針が示されている。

また、管理経費についても要項で本市が示した参考金額を下回る金額が提案されており、効率的な施設運営が期待できる。

以上の点を踏まえ、枚方市駅東第二自転車駐車場、枚方市駅西第二自転車駐車場の良好かつ安定的な運営が十分に期待できる内容であり、指定候補者として選定するものである。

なお、施設管理の適正化並びに、より一層の市民サービス向上に向けて、業務執行状況の確認 記録 評価に今後取り組んでいただきたい。